

専門医制度規則・維持施行細則の改定および制定案

専門医制度規則の改定案	
【現 行】	【改定案】
<p>(専門医の申請資格)</p> <p>第4条 専門医認定試験の受験資格は、次の各号の条件を満たし、別に定めるリウマチ専門医研修記録(以下「研修記録」という)を専門医資格認定委員会が審査し、受験資格を認めた者とする。</p> <p>① 日本国の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること。</p> <p>② 申請時において引き続き5年以上学会の会員であること。</p> <p>③ 第2条第4項によって認定された教育施設において、別に定める専門医研修カリキュラム(以下「研修カリキュラム」という)に従い通算5年以上のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。(臨床研修実績を研修記録に記載のこと)</p> <p>④ 日本リウマチ学会専門医資格維持施行細則による単位30単位以上を取得していること。(取得単位を研修記録に記載のこと)</p> <p>⑤ 日本専門医制評価・認定機構が認定している基本領域学会の認定医或いは専門医の資格を有すること。</p> <p>...</p> <p>第5条 専門医の資格認定を申請するには、次号に定める申請書類に手数料をそえて資格認定委員会に提出しなければならない。</p> <p>① 専門医申請書</p> <p>② 履歴書</p> <p>③ 教育施設研修終了証明書は、研修記録による。</p> <p>④ 研修記録は、臨床研修歴、ローテーション</p>	<p>(専門医の申請資格)</p> <p>第4条 同 左</p> <p>① 同 左</p> <p>② 申請時において引き続き<u>3</u>年以上学会の会員であること。</p> <p>③ 第2条第4項によって認定された教育施設において、別に定める専門医研修カリキュラム(以下「研修カリキュラム」という)に従い通算<u>3</u>年以上のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。(臨床研修実績を研修記録に記載のこと)</p> <p>④ 同 左</p> <p>⑤ 同 左</p> <p>【2項を追加】</p> <p><u>2 一般社団法人日本専門医機構(機構)の「専攻医登録システム」に登録した者については別に定める。</u></p> <p>...</p> <p>第5条 同 左</p> <p>① 同 左</p> <p>② 同 左</p> <p>③ <u>教育施設研修終了証明書またはリウマチ専門研修修了証明書</u>。教育施設研修終了証明書は、研修記録による。</p>

ン研修歴、目標（1-6）到達レベル自己評価、病歴要約提出症例一覧（10例）、研修単位取得一覧（学会参加記録、教育研修講演受講記録、学会発表、論文、合計30単位以上）を記載記録したもの。

- ⑤ 前条第5号による資格取得記録(又は資格保有証明書)

...

第4章 教育施設の認定 (申請条件)

第10条 教育施設の認定を申請する診療施設は次の各号の条件をすべて満たしていることが必要である。

- ① 総合病院またはこれに準ずる病院およびリウマチ専門病院
- ② リウマチ性疾患が年間100症例（関節リウマチ／若年性特発性関節炎を30症例以上含む）以上あること
- ③ 研修環境が総合的に整備されていること
- ④ 指導医1名以上、または専門医2名以上が勤務していること。なお、専門医1名は定期的に勤務する非常勤を含めることができる
- ⑤ リウマチ学に関連する教育が定期的に行われていること

...

第5章 指導医の認定 (認定要領及び資格要件)

第15条 指導医の認定は、次の各号について専門医制度委員会が審査し、理事長が専門医制度委員会の答申により認定する。

- ① 申請時において学会会員であり、リウマチ学に関する研究・診療活動を行ってい

- ④ 同 左

- ⑤ 同 左

【2項を追加】

2 機構の「専攻医登録システム」に登録した者については別に定める。

...

第4章 教育施設の認定 (申請条件)

第10条 同 左

【2項を追加】

2 機構専門医の専門研修施設等の申請条件はリウマチ領域専門研修整備基準を適用する。

...

第5章 指導医の認定 (認定要領及び資格要件)

第15条 同 左

ること

- ② 学会の専門医であること
- ③ 教育施設（またはこれに準ずる診療施設）に5年以上勤務した経験を有し、最近5年間に5以上リウマチ学に関する研究業績発表のあること

・・・

第7章 教育施設における研修計画
(研修の実施)

第20条 各教育施設は、研修カリキュラムに従い、当該施設における専門医研修計画（以下「研修計画」という。）を立案し、これを実施する。

2 教育施設における専門医研修計画は研修カリキュラムに従い、リウマチ性疾患の診療研究のための知識、技能、態度の習得を目的として作られるものとする。

【2項を追加】

2 機構専門医の専門研修施設等の申請条件はリウマチ領域専門研修整備基準を適用する。

・・・

第7章 教育施設における研修計画
(研修の実施)

第20条 同 左

【3項を追加】

3 機構専門医の専門研修施設における研修の実施、計画の作成、研修内容、研修管理委員会の招集等はリウマチ領域専門研修整備基準を適用する。

附則（2018年4月26日）

1 この規則の改定は、2018年度定時社員総会で承認をうけ、同年5月1日から施行する。

専門医資格維持施行細則の改定案

【現 行】	【改定案】
<p>「専門医の資格維持及び更新」</p> <p>日本リウマチ学会専門医としての資格を維持するには、一般社団法人日本リウマチ学会会員であり、専門医制度規則第6条第2項に示す有効期間の5年間に、総単位数として50単位以上を取得し、更新時にリウマチ性疾患20症例以上(関節リウマチ/若年性特発性関節炎10症例以上を含む)の診療実績を所定の症例報告書(別紙書式第1号)により提出しなければならない。なお、認定を受けてから有効期間(5年)経過後も取得した単位数が所定の50単位に満たないときの取り扱いによる。</p> <p>・・・</p> <p>「研修単位」</p> <p>5) 日本リウマチ学会が認定した関連学会*(3単位/回)</p> <p>#1 関連学会 (*は日本医学会分科会に加盟学会を示す)</p> <p>日本内科学会*、日本整形外科学会*、日本小児科学会*、日本皮膚科学会*、日本アレルギー学会*、日本リハビリテーション医学会*、日本温泉気候物理医学会*、日本免疫学会*、日本超音波医学会、日本炎症・再生医学会、日本臨床免疫学会、日本関節病学会、日本痛風・核酸代謝学会、日本結合組織学</p>	<p>【追加】</p> <p><u>「機構認定専門医への移行ならびに資格維持」</u></p> <p>機構認定専門医への移行ならびに専門医の資格維持については、機構が定める「<u>専門医制度新整備指針</u>」に則る。</p> <p>「<u>学会認定専門医の資格維持及び更新</u>」</p> <p>日本リウマチ学会認定専門医としての資格を維持するには、一般社団法人日本リウマチ学会会員であり、専門医制度規則第6条第2項に示す有効期間の5年間に、総単位数として50単位以上を取得し、更新時にリウマチ性疾患20症例以上(関節リウマチ/若年性特発性関節炎10症例以上を含む)の診療実績を所定の症例報告書(別紙書式第1号)により提出しなければならない。なお、認定を受けてから有効期間(5年)経過後も取得した単位数が所定の50単位に満たないときの取り扱いによる。</p> <p>・・・</p> <p>【<u>症例免除の項を追加</u>】</p> <p><u>「症例免除」</u></p> <p><u>連続して3回以上更新を経たりウマチ専門医は、申請により承認されれば本学会が定める診療実績の証明を更新要件から免除される。</u></p> <p>「研修単位」</p> <p>5) 日本リウマチ学会が認定した関連学会*(3単位/回)</p> <p>#1 関連学会 (*は日本医学会分科会に加盟学会を示す)</p> <p>日本内科学会*、日本整形外科学会*、日本小児科学会*、日本皮膚科学会*、日本アレルギー学会*、日本リハビリテーション医学会*、日本温泉気候物理医学会*、日本免疫学会*、日本超音波医学会、日本炎症・再生医学会、日本臨床免疫学会、日本関節病学会、日本痛風・核酸代謝学会、日本結合組織学</p>

会、日本臨床リウマチ学会、日本軟骨代謝学会、日本小児リウマチ学会

会、日本臨床リウマチ学会、日本軟骨代謝学会、日本小児リウマチ学会、日本骨代謝学会

...

附則(2018年4月26日)

この細則の改定は、2018年度定時社員総会で承認を受け、同日から施行する。ただし、「症例免除」の改定に限っては2020年度更新者（認定期間が2021年3月1日～2026年2月28日の者）から適用する。

(新) リウマチ専門医研修制度に関する規則

【新設】

7) リウマチ専門医研修制度に関する規則
(2018年度制定)

(目的)

第1条 この規則は、従来の「専門医制度規則」(以下「現規則」という。)に基づく専門医制度(以下「現制度」という。)に加えて2018年度から開始される研修プログラム制度に準じた「リウマチ専門医研修制度」(以下「新制度」という。)について定めることを目的とする。

(適用)

第2条 新制度は一般社団法人日本専門医機構(以下「機構」という。)の「専攻医登録システム」に専攻医として登録した者に適用する。

(研修)

第3条 新制度により専門医申請資格を得ようとする者は、「日本リウマチ学会専攻医登録評価システム(仮称)」または代替となる方法で、日本リウマチ学会が認定したいずれかの「リウマチ専門研修計画」(以下「研修計画」という。)に登録し、研修計画に従い研修を行う必要がある。

2 研修計画はリウマチ専門研修施設がリウマチ研修カリキュラムに従い研修できるよう「専門研修整備基準」に則って作成する。

(申請資格)

第4条 新制度による専門医申請資格は、次の各号の条件を満たす者に付与される。

- ① 日本国の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること。
- ② 研修開始時において学会の会員であること
- ③ リウマチ専門研修施設において3年以上の研修を行うこと
- ④ リウマチ専門研修修了証明書が発行されていること
- ⑤ 機構が認定している基本領域学会の専門医資格を有すること

(雑則)

第 5 条 申請手続きについてはリウマチ領域専門
研修整備基準を適用する。認定要領及び有効期間、
資格認定試験については現規則第 6 条、第 7 条、
第 8 条、第 9 条を適用する。

2 専門医資格維持については現規則 2) 専
門医資格維持施行細則を適用する。

3 本規則の定めるもののほかは現規則の定
めるところによる。

(改定)

第 6 条 この規則は理事会の承認により改定でき
るものとする。